２　地方税等における給与所得控除等の見直しに伴い、高額療養費算定基準額について、低所得世帯に係る総所得金額の算定に当たり、給与所得の金額から一〇万円を控除することとした。（第二九条の三第四項第六号関係）

３　地方税等における給与所得控除等の見直しに伴い、低所得世帯であって、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属するものに係る高額療養費算定基準額及び介護合算算定基準額について、当該世帯に給与所得を有する者又は公的年金等に係る所得を有する者が二人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から一を減じた数に一〇万円を乗じて得た金額を加えることとした。（第二九条の三第一〇項及び第二九条の四の三第六項関係）

４　低所得世帯に対する保険料の賦課における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準について、３に準じた改正を行うこととした。（第二九条の七第五項第一号及び第三号関係）

５　その他所要の改正を行うこととした。

二　健康保険法施行令の一部改正

高額療養費算定基準額について、一の２に準じた改正を行うこととした。（第四二条第三項第六号関係）

三　船員保険法施行令の一部改正

高額療養費算定基準額について、一の２に準じた改正を行うこととした。（第九条第三項第六号関係）

四　児童扶養手当法施行令の一部改正

地方税等における給与所得控除等の見直しに伴い、児童扶養手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法について、給与所得又は公的年金等に係る所得を有する受給資格者の総所得金額の計算に当たり、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から一〇万円を控除することとした。（第四条第一項関係）

五　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正

特別児童扶養手当及び特別障害者手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法について、四に準じた改正を行うこととした。（第五条第一項及び第一二条第四項関係）

六　高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正

１　一部負担金に係る所得の額の算定方法について、一の１に準じた改正を行うこととした。（第七条第一項関係）

２　高額療養費算定基準額について、一の２に準じた改正を行うこととした。（第一五条第一項第六号関係）

３　低所得者に対する保険料の賦課における被保険者均等割額の減額に係る基準について、一の３に準じた改正を行うこととした。（第一八条第四項関係）

４　その他所要の改正を行うこととした。

七　施行期日等

１　この政令の施行に際し必要な経過措置を設けることとした。（附則第二条～第七条関係）

２　この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。

政　令

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百六十二号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第六項、第十八条第四項並びに第二十一条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十五条」の下に「・第二百二十六条」を加え、「第二百二十六条」を「第二百二十七条」に改める。

第二百二十八条を削る。

第二百二十七条第十六号中「こと」の下に「（情報基盤部の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第二十四号までを削り、第二十五号を第二十一号とし、同条を第二百二十八条とする。

第二百二十六条中「五部」を「四部」に、「予報部」を「観測部」を「情報基盤部」に改め、「地球環境・海洋部」を削り、同条を第二百二十七条とする。

第二章第二節第一款中第二百二十五条の次に次の一条を加える。

（気象防災監）

第二百二十六条　気象庁に、気象防災監一人を置く。

２　気象防災監は、長官を助け、重大な災害の予防に係る気象業務に関する事務を整理する。

第二百二十九条を次のように改める。

（情報基盤部の所掌事務）

第二百二十九条　情報基盤部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象庁の所掌事務に関する情報通信技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　気象業務に関する基本的な計画（気象情報の利用の促進に係るものに限る。）の作成及び推進に関すること。

三　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動（第二百三十一条第一号において単に「地震動」という。）に限る。）、津波、高潮、波浪及び洪水の予報業務並びに気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に関する許可に関すること。

四　気象予報士に関すること。

五　民間気象業務支援センターの行う業務に関すること。

六　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の数値予報に関すること。

七　気象庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

八　気象通信に関すること。

九　気象衛星を利用して行う気象業務に関すること（大気海洋部及び地震火山部の所掌に属するものを除く。）。

十　国立国会図書館支部気象庁図書館に関すること。

第二百三十一条を削る。

第二百三十条第二号及び第四号中「及び地動」を「、地動、地球磁気及び地球電気」に改め、同条を第二百三十一条とする。